

# 病 欠 証 明 書

学校名	金 沢 高 等 学 校	年 組
氏 名		男 ・ 女
診 断 名		
初 診 日		
療 養 期 間	月 日 ～ 月 日 ( 日間)	
上記により、療養を( 要する ・ 要した )ことを証明する。		
令和 年 月 日		
医療機関	住 所	
	医師名	印

※ この証明書は「学校において予防すべき感染症」による出席停止の際に使用します。

## 【参考】学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準 抜粋

(学校保健安全法施行規則第18・19条)

- 第1種 治癒するまで。
- 第2種 次の期間。ただし、病状により医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。
  - イ インフルエンザ 感染した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
  - ロ 百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
  - ハ 麻疹(はしか) 解熱した後3日を経過するまで。
  - ニ 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。  
(おたふくかぜ)
  - ホ 風しん 発しんが消失するまで。
  - ヘ 水痘 すべての発しんが痂皮化するまで。
  - ト 咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- 第3種 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。  
腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑 等)